

プラスチック製容器包装に係る燃料ガス化等 (生成されたガス等をそのまま燃焼させているもの) の取扱いについて

平成30年 3 月

プラスチック製容器包装に係る燃料ガス化等
(生成されたガス等をそのまま燃焼させているもの) に関する検討会

目 次

1. 検討会における検討事項
2. 燃料ガス化等の取扱いについて

1. 検討会における検討事項

○ 平成22年10月のとりまとめを踏まえ、ガス化手法等のうち生成されたガス等をそのまま燃焼させているものについて燃料利用と同等に扱うことが適当か否か（※）

（※）技術・政策的見地等からの十分な検討が必要

（1）技術的見地・・・燃料ガス化等と固形燃料の燃料利用との差異

（2）政策的見地・・・再商品化履行上の支障の有無、連携協働主体の理解 など

「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係るとりまとめ」

（平成22年10月 中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合）（抄）

一部のケミカルリサイクル手法について、燃料利用との比較でその位置付けに議論があったが、高炉還元剤化手法は微粉炭等を代替するプラスチック製容器包装が鉄鉱石中の酸素を奪うための化学原料として用いられており燃料利用と区別して扱うことでよいと考えられるものの、油化手法やガス化手法のうち生成された油やガスをそのまま燃焼させているものについては燃料利用と同等に扱うことが適当であるとも考えられるところ、この点についても容り法の次期見直しの際に最終的な結論が得られるよう、十分に議論をしていくことが必要である。

2. 燃料ガス化等の取扱いについて

＜燃料ガス化等の取扱い＞

プラスチック製容器包装に係るガス化等※¹のリサイクル手法のうち生成されたガス等をそのまま燃焼※²させているものについては、燃料として利用される製品の原材料として、緊急避難的・補完的に取り扱うことが適当である。

その上で、生成されたガスの主な用途を燃料利用から変更し、水素やエタノールといった製品の原材料として有効利用を図ることは、リサイクルの質的向上の観点から望ましい対応と言える。このため、これらのケミカルリサイクルにあっては、

- ① 資源の有効利用が確実に図られることが必要であり、かつ、可能な限り資源効率性や環境効果の高いリサイクルとすべく最大限取り組むことが重要である。
- ② また、一日でも早く事業が実施できるよう前倒しで取り組むことが重要である。

上記の2点が適切に実施されることを条件に、かつ、当該変更のために不可欠な実証を行う限りにおいて、最長で平成30年度末までの経過的対応を認める。

以上について、適切な履行を確保するため、進捗状況の報告を求め、確認することが必要である。

※1 「ガス化等」とは、「ガス化手法」と「油化手法」を指す。

※2 「そのまま燃焼」とは、生成されたガス等の用途として、材料にも化学原材料にも変化させることなく燃やしていることをいう。例えば、生成されたガス等をボイラーで燃料として燃焼させることにより燃焼熱を得て、その発生した熱を給湯や発電のために利用するものが挙げられる。